

はじめに

～新型コロナウイルス感染症の知財環境に及ぼす影響について～

新型コロナウイルス感染症が拡大すると共に世界経済が一時的に停滞した一方で、デジタル化が一層加速し、感染症対策などの社会ニーズが大きく変化した。そして、それに伴い新たなビジネス機会が生まれ、イノベーションを支える知的財産の重要性はこれまで以上に高まりつつある。これに対し、特許庁においても、適切な産業財産権の付与を通じてイノベーション創出を促すために、様々な取組を検討し、実施している。

そこで、本報告書では新型コロナウイルス感染症が知財を取り巻く環境に及ぼす影響について、出願等統計の変化や特許法等制度の改正、特許庁の新しい取組や、新たなイノベーションの兆し等、随所で触れている。ここでは、その一部について紹介したい。

・出願等の統計について

2020年の特許出願件数は前年に比べ減少した一方、意匠登録出願件数は前年比0.8%増であった。また、実用新案登録出願件数は前年比15%増となったが、これは新型コロナウイルス感染症対策に関するある分野の考案が増加したためである。

一方、PCT国際出願件数の推移を出願人居住国別に見ると、2020年の日本からの出願件数は、前年と比べて減少しているものの、2016年から見ると約11%増加している。また、2020年の中小・ベンチャー企業の出願は、特許、実用新案、意匠登録いずれも前年より増加しており、これは中小・ベンチャー企業において堅実な知財戦略の立案・実施が進められているためであると見られる。知的財産は将来への布石であり、「知財戦略は後戻りできない」。必要な出願を行わないことにより後になって事業の進展を阻害することにならぬよう、ポストコロナを見据えて、必要な知的財産の出願や権利化を着実に実施していくことが期待される。

[くわしくは第1部](#)

・手続などの救済措置について

感染症の拡大による企業活動の停滞を起因として、法定期間（法令によりその長さが定められている期間）内における手続が困難な事例が発生した。これに対し、特許庁は、「その責めに帰することができない理由（不責事由）」及び「正当な

理由」による救済手続について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた期間徒過である場合には、当面の間、証拠書類の提出を必須としない等の柔軟な措置を実施した。これらの情報については、Q & Aと共に日本語及び英語のウェブサイトでも国内外に周知している。

また、令和3年5月14日に国会で可決された「特許法等の一部を改正する法律」（以下、「令和3年法改正」）において、特許権等が手続期間の徒過により消滅した場合に当該特許権等を回復するための要件を緩和する、感染症拡大や災害等を理由に特許料（登録料）の納付期間を徒過した場合に相応の期間内において割増特許料（割増登録料）の納付を免除する等の制度を導入し、ユーザーに対する柔軟な救済を可能とした。

[くわしくは第2部7章8. 第2部9章2.](#)

・口頭審理期日における当事者等の出頭のオンライン化

従来、無効審判等の口頭審理は、当事者が審判廷に出頭して対面により実施していたが、令和3年法改正により、口頭審理期日において、当事者がウェブ会議システムを利用して手続に関与することが可能となった。これにより、当事者等が感染症に対する不安を持つことなく口頭審理に参加できるようになり、ユーザーの利便性向上につながると思われる。

[くわしくは第2部7章8. コラム17](#)

・オンライン面接の推進

面接は、審査官・審判官と出願人等とが、審査・審理に関わる意思疎通を図る上で重要な役割を果たしており、これまでは特許庁庁舎等で実施する形式が大半だった。しかし、感染予防の観点からオンライン面接を積極的に実施するとともに、従来実施していたテレビ面接に加えWebアプリケーションを利用した面接の実施や、面接記録等の送受信における電子メールの活用等のための環境整備を行っている。

くわしくは第2部7章8.

・特許庁における手続合理化

政府においてテレワーク等の推進や押印見直し等の業務効率化などの「デジタル・ガバメント推進方針」が立てられたところ、特許庁においてもこの方針に基づき、申請手続の押印の見直し、手続のデジタル化に向けた取組を進めている。特に、申請手続の押印の見直しについては、「規制改革実施計画（令和2年7月17日 閣議決定）」に基づき、事業者等に対して押印を求めていた手続約800種類について見直しを行い、偽造による被害が大きいとされる手続を除き、764種類の手続について押印を廃止することとした。

また、令和3年3月に「特許庁における手続のデジタル化推進計画」を策定し、特許庁における申請手続について、令和6年3月までにシステムをリリースすることを目指す等の方針を公表した。

くわしくは第2部7章8. コラム16

・産業財産権制度の中長期的課題の検討（基本問題小委員会）

新型コロナウイルスの影響によるイノベーションの停滞の懸念から、特許庁は、産業構造審議会知的財産分科会の下に基本問題小委員会を設置し、コロナ禍で顕在化した課題への対応はもちろんのこと、イノベーション促進に向けた産業財産権制度の改善のあり方や特許庁の手続や審査業務

の品質向上、財政状況の健全化など、横断的・基本的な問題について、現状の整理と課題の検討を行った。また、検討の内容及び今後の方向性について、報告書「ウィズコロナ/ポストコロナ時代における産業財産権行政の在り方」をとりまとめ、令和3年2月に公表した。

くわしくは第2部9章1.

・コロナ禍における国際連携

新型コロナウイルスにより物理的移動が制限され、国際会合の全ては、テレビ会議形式等を通じたオンライン形式へと置き換わった。ハイレベルから実務レベルの事前調整まで全ての会合を合わせれば、オンライン形式での海外庁との会合開催はこの1年で優に100件を上回っている。オンライン形式の会合は一見効率的に見えるが、いくつかの問題も見られた。

くわしくは第3部2章コラム21

・新しいイノベーションの兆し

ステイホームやリモートワークの推進、非接触等の新しい生活様式において、社会課題を解決するための技術が、大企業のみならず、中小・ベンチャー企業においても、新たに開発されている。本書では、その一例として、人と共生する無人宅配ロボや、AIと人が協調する学習システム、人を癒すロボットについて、各製品の技術と知財戦略を紹介している。

くわしくは冒頭特集。

新型コロナウイルス感染症の知財環境に及ぼした影響は甚大であるが、ワクチンの接種率が向上していることから、感染症の流行は収束に向かっていると見られる。本報告書をとおして、最新の知財動向や新たな時代に向けた特許制度の検討、さらには新しいイノベーションの一端について触れつつ、皆様のポストコロナを見据えた知財活動の一助として頂ければ誠に幸甚である。